

恵庭市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年3月27日

恵庭市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）により、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務として位置付けられている。

恵庭市においては、農業者の高齢化や後継者不足に伴う担い手不足が深刻化しており、遊休農地の発生が懸念されることから、遊休農地の発生防止・解消に努めるとともに、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進を一層強力に推進していく必要がある。

以上のような観点から、本市の特徴を生かしながら、活力ある農業を築くため、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、法第7条第1項に基づき、恵庭市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員の改選期に合わせて、3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号、農林水産省経営局長通知及び令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 令和6年3月	4, 280 ha	0 ha	0 %
目標 令和9年3月	4, 280 ha	0 ha	0 %

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積

※遊休農地面積は、農地法第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた具体的な推進方法

- ① 農地法に基づく利用状況調査を実施し、遊休農地の状況を把握する。また、遊休農地の所有者等に対し、利用意向調査を実施する。
- ② 利用意向調査の結果を受け、農地の所有者等の意向を踏まえて農地の利用関係の調整を行う。
- ③ 再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

- ① 遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。
- ② 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和 6 年 3 月)	4, 2 8 0 ha	3, 7 4 5 ha	8 7. 5 %
目 標 (令和 9 年 3 月)	4, 2 8 0 ha	3, 7 6 6 ha	8 8. 0 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 恵庭市、北海道農業公社、道央農業振興公社、道央農業協同組合などと連携し、農地の流動化を促進する。
- ② 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく利用権等の設定を推進する。
- ③ 遊休農地対策と連携した取組を推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

- ① 担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。
- ② 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第 3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和 6 年 3 月)	0 経営体／年 (0 ha／年)
目 標 (令和 9 年 3 月)	2 経営体／年 (6. 0 ha／年)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 関係機関と連携し、就農希望者の就農地相談等を随時実施する。
- ② 農業経営の法人化、新規就農・企業等の多様な農業参入を促進する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第4 「地域計画」の目標を達成するための役割

恵庭市において作成する「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、恵庭市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農業者への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力